

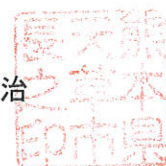
天草市公告第28号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、地域計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和8年5月22日

天草市長 馬場 昭治



1. 地域計画の変更案を作成した地域

- (1) 天草市全域
- (2) 五和手野地区

2. 縦覧期間

自 令和8年5月23日
至 令和8年6月5日

3. 縦覧場所

天草市役所経済部農業振興課（天草市東浜町8番1号）

4. 地域計画の変更案に対する意見書について

(1) 提出先

天草市役所経済部農業振興課

(2) 提出方法

任意様式により郵便または持参とし、電話や口頭での意見は受け付けられない。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日

(4) 意見の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

(5) 注意事項

- ①意見書は日本語に限る。
- ②個人の場合にあっては住所、氏名、連絡先、意見内容を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先、意見内容を記載する。
- ③意見書の提出の対象となるのは、計画の変更案に係る部分のみである。